

介護保険以外の関連サービス

高齢者のためのサービス

介護方法などを学ぶために

● 介護教室

介護方法などの講習会を行います。

問い合わせ先 高齢福祉課



ひとり暮らしの高齢者を支えるために

● 緊急通報システム

70歳以上のひとり暮らし高齢者で健康状態や身体状況に不安を抱えている方、または重度障がい者等に対して、体調の急変時等にボタンを押すことにより事業者が運営するコールセンターにつながる「ペンダント型無線発信機」を含む端末機を貸与します。なお、申請時には、原則1名以上の緊急連絡先（親族等）の登録が必要です。

● 配食サービス

70歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、健康保持や安否の確認が必要な場合に、平日の希望する曜日（週3日以上）に夕食を配達します。

（1食あたり自己負担額：普通食400円、塩分制限食500円）

※愛の定期便との同時利用はできません。



● 福祉電話の貸与

65歳以上のひとり暮らしで、電話を保有していない所得税非課税世帯の人に無料で電話加入権を貸与し、安否の確認や相談に応じるとともに、基本料金を助成するサービスです。

● 愛の定期便

70歳以上のひとり暮らしの人及び60歳以上の心身機能に障害のあるひとり暮らしの人で、安否の確認や健康の保持が必要な場合に、乳製品を定期的に配付します。

※配食サービスとの同時利用はできません。

問い合わせ先 高齢福祉課

介護が必要な高齢者のために

● 寝具洗濯乾燥消毒サービス

介護保険の要介護認定において、要介護3・4・5に該当する在宅で介護を受けている人の寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを年に1回利用できます。



● 在宅寝たきり高齢者等おむつ助成

介護保険の要介護3・4・5に該当し、おむつを必要とする市民税非課税の人を在宅で介護する家族に、おむつ購入助成券（1枚1,000円、最大年間24枚）を交付します。



● 高齢者住宅改修補助事業

介護予防・生活支援サービス事業対象者で市町村民税を滞納していない人を対象に、介護予防及び生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、対象費用の一部を補助します。

● 高齢者等位置探索機器貸出

おおむね65歳以上で認知症もしくは、認知症の疑いにより「徘徊がみられる人」を介護している家族を対象に、人工衛星から位置を確認するシステム（GPS）を使った位置探索器を、市が民間業者からレンタルし、家族に貸し出します。

● おかえりマーク利用事業

認知症もしくは認知症の疑いにより「徘徊行動のある人」または「徘徊のおそれのある人」を対象に、行方不明時に早期発見及び警察で身元確認を容易にするために、登録された番号のアイロンプリントと反射材シールを交付します。

なお、申請には顔写真や緊急連絡先の登録が必要です。

問い合わせ先 高齢福祉課

● 特別障害者手当

おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳^④・A程度の日常生活において常時特別の介護を必要とする人に対し、月額28,840円を支給します。

なお、特別養護老人ホーム等に入所されている人や病院等に3か月を超えて入院されている人は対象となりません。

問い合わせ先 障害福祉課

生きがいのある生活のために

● 高齢者クラブ

60歳以上の方が地域で組織し、趣味・学習活動、社会奉仕活動などを通して交流を図り、親睦に努めています。

● 高齢者生きがい対策事業

高齢者大学、スポーツ大会

問い合わせ先 社会福祉協議会



介護している人のために

● 在宅寝たきり高齢者等介護慰労金支給

介護保険の要介護認定において、要介護3・4・5に該当する人を在宅で介護している家族に対し、24,000円を支給します。

また、要介護4・5に該当もしくは相当し、過去1年間介護保険のサービス給付を受けなかった人を在宅で介護している家族に対し、100,000円を支給します。（いずれも介護対象者及び介護者が市町村民税非課税世帯に属する人）

問い合わせ先 高齢福祉課



市外から転入して三世同居または近居をお考えの人のために

● 子育て世代・三世同居住宅取得助成金交付事業

市外から転入して三世同居または近居を始める三世家族（親・子・孫）に対して、住宅の取得、増改築・リフォームに要する費用の一部を助成します。

問い合わせ先 企画調整課



障害のある人のためのサービス

障害者手帳をお持ちの人も、要介護認定の申請をして介護保険サービスを受けることができます。その際、障害者施策によるサービスと介護保険のサービスで共通するものについては、介護保険からのサービス給付を優先させることとなります。介護保険からの給付と重複する障害者サービスについては、提供されない場合があります。サービスの利用については事前にご相談ください。

補装具と日常生活用具（住宅改修を含む）

内容

障害のある人に、日常生活を容易にするための補装具の購入・貸与・修理、日常生活用具の給付を行っています。

対象者

障害者・難病患者等（障害の種別・等級などにより利用できない場合があります。）

利用料

用具別に基準額が定められており、この範囲内で支給します。ただし、本人及び家族の前年の所得に応じて自己負担があります。

種類

（令和6年4月1日現在）

障害の種別	補装具	日常生活用具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼・眼鏡など	視覚障害者用時計、拡大読書器など
聴覚・言語障害	補聴器など	人工喉頭、聴覚障害者用通信装置（ファックス）など
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置など	便器、特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、体位変換器、手すりなど住宅改修費
内部障害		ストーマ用装具、透析液加温器、電気式たん吸引器、ネブライザー、酸素ボンベ運搬車など

移動支援事業

内容

屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする場合にヘルパーが付き添います。

対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人

利用料

原則としてサービスに要した額の1割負担で、世帯の所得に応じて「自己負担上限額」が定められます。ただし、移動中に利用した車両や公共交通機関（バス、電車、タクシーなど）の料金の実費は自己負担になります。

タクシー料金の助成（重度心身障害者通院通所交通費助成）

内容

重度心身障害者が通院や機能回復訓練などで利用する場合のタクシー料金の一部を助成します。タクシー利用券を1年度に30枚交付します。

対象者

身体障害者手帳1～2級の人、療育手帳④、Aの人、精神障害者保健福祉手帳1級の人

※自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免を受けている人は対象となりません。

問い合わせ先

障害福祉課